

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔<http://www.zenhokyo.gr.jp>〕

—今号の目次—

- ◆ 平成30年度予算概算要求の概要が示される（厚生労働省）……………1
- ◆ 食塩の適切な摂取量のご確認を（厚生労働省・内閣府・文部科学省）……2
- ◆ 「保育士等の処遇改善導入円滑化特別対策事業」の実施要綱が示される（内閣府）……………2

◆平成30年度予算概算要求の概要が示される（厚生労働省）

平成29年8月25日、厚生労働省は「平成30年度 予算概要要求の主要事項」を公表しました。一般会計の総額は、31兆4,282億円の要求・要望額となり、平成29年度予算額との比較では7,409億円増（2.4%の伸び）となっています。

保育・子育て等に関する項目としては、「第5子どもを産み育てやすい環境づくり」として、「子育て安心プラン」に基づく保育園等の整備、母子保健医療対策の強化、子どもの貧困とひとり親家庭対策の推進及び児童虐待防止対策・社会的養護の充実・強化などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する」とされています。「1待機児童の解消に向けた「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援」として3,786億円（平成29年度予算3,376億円）を要望しています。

この中で、「保育人材確保のための総合的な対策（144億円）」の項目では、「保育人材の確保のため、保育補助者の雇上げ支援について資格要件を見直すなど対象者を拡大すること」、「保育園等に勤務する保育従事者が保育士資格を取得する際の支援について、利用しやすい仕組みとなるよう改善を行う」こと、「保育士等の業務負担の軽減のため、保育に関する計画・記録や登降園管理等の業務のICT化を支援する」ことが示されています（資料1の69～70ページ）。

また、「第6障害者支援の総合的な推進」の中の「医療的ケア児に対する支援（2.9億円）」では、「保育所等の利用を促進するモデル事業を実施するとともに、ICTを活用し外出先でも適切な医療を受けられる体制の整備を図る」としています（資料1の73～74ページ）。

「第7自立した生活の実現と暮らしの安心確保」の「4福祉・介護人材確保対策等の推進（385億円）」の中には、「小規模社会福祉法人等のネットワーク化の推進（13億円）」が新規項目としてあげられています。「小規模な社会福祉法人等の人事・労務管理体制の効率化・充実を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、合同面接会や合同研修、人事交流等の取組を推進するとともに、地域共生社会の実現に向けた取組を推進する観点

から、それぞれの法人の強みを活かしつつ、地域貢献のための協働事業を試行する」として
ています（資料1の82ページ）。

その他の項目については、資料1「平成30年度 予算概算要求の主要事項」（厚生労働省）
をご参照ください。

なお、予算概算要求の内容の詳細については、子ども家庭局のPR資料、保育課のPR資
料等が近日中に発出される予定であり、追って本ニュースにてお伝えしてまいります。

◆食塩の適切な摂取量のご確認を（厚生労働省・内閣 府・文部科学省）

平成29年7月11日、認可外保育施設において、幼児に対し食塩を混ぜた液体を飲ませ、
塩化ナトリウム中毒で死亡させたとして、施設の元経営者が逮捕されました。これを踏ま
え、「日本人の食事摂取基準（2015年版）」（厚生労働省）で示されているナトリウムの食
事摂取基準について、あらためてご確認いただくよう、事務連絡が発出されています。

詳細は、資料2「保育施設等における食塩の適切な摂取量について」（事務連絡、平成29
年7月14日、厚生労働省・内閣府・文部科学省）をご参照ください。

※本事務連絡は、内閣府ホームページに掲載されています。

内閣府ホームページトップページ → 内閣府の政策 → 子ども・子育て本部
→ 子ども・子育て支援新制度 → 自治体向け情報 → 事務連絡
「保育施設等における食塩の適切な摂取量について」

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/index>

◆「保育士等の処遇改善導入円滑化特別対策事業」の 実施要綱が示される（内閣府）

平成29年度の公定価格に示されている処遇改善等加算を円滑に導入するため、「保育士
等の処遇改善導入円滑化特別対策事業」について、実施要綱が示されました。各施設・事
業所における新たな処遇改善の仕組みへの取り組みを促進し、もって保育士等の賃金改善
を図るため、制度の内容及び趣旨の周知や必要なシステムの改修等、新たな処遇改善の仕
組みの円滑な施行等を支援することを目的としています。

本事業の実施主体は、都道府県、市町村及び特別区とされています。

事業内容は、(1) 処遇改善関係事業の周知、(2) 処遇改善関係事業の要件として求めら
れる研修体制の整備、(3) 事業者に対する助言・指導、(4) 都道府県等における審査等の
業務体制の確保、(5) 処遇改善関係事業に係る電子システムの改修となっています。

詳細は、資料3「平成29年度保育士等の処遇改善導入円滑化特別対策事業の実施につい
て」（府子本第654号、平成29年8月18日、内閣府子ども・子育て本部統括官）をご参照
ください。

※本通知は、内閣府ホームページに掲載されています。

内閣府ホームページトップページ → 内閣府の政策 → 子ども・子育て本部
→ 子ども・子育て支援新制度 → 法令・通知等
通知「平成29年度保育士等の処遇改善導入円滑化特別対策事業の実施について」

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>